

第 20 回アジア競技大会聖火リレー

豊田市 聖火ランナー募集要項

1. 聖火ランナー公募概要

豊田市は、豊田市で走行する第 20 回アジア競技大会聖火リレーの聖火ランナーについて、以下の通り公募を実施します。

■実施日 : 2026 年 8 月 30 日(日)午前 11 時頃から

なお、実施時間は変更となる可能性がございます。

■募集期間 : 2025 年 12 月 23 日(火)～2026 年2月2日(月)

■募集主体 : 豊田市

■公募人数 : 1人

■応募方法 : あいち電子申請・届出システムにて応募

<https://ttzk.graffer.jp/city-toyota/smart-apply/apply-procedure-alias/torch-relay>



<応募フォーム>

■選考方法 : 豊田市が、応募者の記載した事項に基づく選考を実施し、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会(以下、組織委員会とします。)に推薦し、組織委員会が当選者を決定します。必要な記載事項以外の資料等は、選考の対象とはなりませんので、送付はご遠慮ください。

■当選発表 : 聖火ランナーに当選された場合、2026 年5月中旬(予定)以降、順次、豊田市から、速報として当選のご連絡をさせていただきます。その後、組織委員会から正式な当選通知をさせていただきます。また、それ以降のご連絡は、組織委員会から行います。

※ 詳しい走行場所は、走行3週間前までに、組織委員会から当選者にご連絡します。

※ なお、聖火ランナーに落選された場合には、特段の連絡はございません。

2. 聖火ランナーの要件について

●聖火ランナーにご応募いただくためには、以下の応募資格をみたす必要があります。

聖火ランナーは、以下の条件を満たすように選考してください。

- (1) 2014年4月1日以前に生まれた方とします。(ただし、2026年8月1日の時点で18歳未満の方は保護者の同意が必要です。)
- (2) 原則として、豊田市ゆかりがある方(応募時点または過去に居住していたことがある方、応募時点で所属している職場や学校がある方、過去に活動したことがある方)とします。
- (3) 国籍・性別は問いません。
- (4) 自らの意思で火を安全に運ぶことができる方とします。
(ただし、介助者のサポートは必要に応じて可能です。)

※ただし、以下の方は聖火ランナーになることができません。

- (1) 政治的・宗教的メッセージを伝えることを目的とする方は、聖火ランナーになることはできません。
- (2) 公職選挙法に規定する公職にある方(国会議員、地方公共団体の議員・首長)、公職の候補者や候補者となろうとする方、政党や政治団体の党首及びこれに準ずる方は、聖火ランナーになることはできません。
- (3) 宗教家が、宗教上の実績で評価されて聖火ランナーになることはできません。

《ランナー選考の基本的な考え方》

国籍、障がいの有無、性別、年齢(※安全なリレーのために下限年齢を設定)のバランスに配慮しながら、幅広い分野から選考します。

- ・ 愛知・名古屋 2026 大会を周囲に PR することができる人
- ・ 愛知・名古屋にゆかりを持ち、様々な分野で活躍している人
- ・ その他リレー実施自治体が依頼した人

3. 応募についての注意事項について

《応募についての注意事項について》

■ 応募について

- ・ 同一人物が、複数の自治体への応募はできません。

※ 複数の自治体への応募が判明した場合、これらの応募は無効となり、いずれにおいても聖火ランナーとして選考されることはありませんので、ご注意ください。

- ・ 1名ごとにご応募ください。複数人が連名で応募することはできません。
- ・ 申込者自身の自己PR、ならびに申込者を聖火ランナーとして推薦する方(申込者との関係を問いません。家族・友人など親しい関係の方でも可能です。)からの推薦理由の記載が必要です。
- ・ 当選された方には、2026年5月中旬(予定)以降に別途ご連絡いたします。
- ・ 当選、落選の理由は、開示されません。理由についてご照会いただいても、お答えすることはできませんのであらかじめご了承ください。
- ・ 応募用紙の記載に虚偽・不正がある場合は、応募は無効とさせていただきます。

《走行に必要な器具や補助について》

- ・ 車いす等の走行に必要な機器・器具が必要な場合は、ご自身で手配をお願いします。

※ 車いすに聖火リレー用トーチを接続するアタッチメントは、組織委員会にて手配します。

※ 単独走行が困難な方は、介助者を1名付けていただくことが可能です。

(介助者はランナーとして人数カウントはいたしません)

※ 必要に応じて、身体障がい者補助犬とともに走行することを許可いたします。

※ 介助者へは走行時に聖火ランナーとは別途ユニフォーム(聖火ランナーのユニフォームとは異なり、自身の服装の上から着用する単一サイズのもの等)を貸与予定です。

なお、介助者の年齢は、聖火ランナーと同様、2014年4月1日以前に生まれた方とし、政治・宗教に関わる規定についても、聖火ランナーの基本応募要件に準ずるものとします。

3. 応募においての注意事項について

■ 走行時の注意事項について

- ・ 聖火ランナーとして走ることを、宗教的・政治的な目的に利用することはできません。
- ・ 私的な宣伝・PR 行為はできません。

■ 走行場所等について

- ・ 走行場所は、当選後に、組織委員会が別途指定します。

■ 走行時の服装などについて

- ・ 走行当日、聖火ランナーユニフォームとして、原則、シャツ(半袖)、ズボン(ショートパンツ)、シューズを支給します。ユニフォーム以外のシャツ、ズボン、シューズの着用・持ち込みはできません。
- ・ 支給されたユニフォームのデザインや形状を変更して走行することはできません。
- ・ 走行に必要な物以外の着用・持ち込みはできません。また、広告物などを身に着けて走行することはできません。
- ・ 運営側の特殊な演出等の場合を除き、ローラーブレード等の用具は使用できません。

※ ただし、義手・義足の使用や日光アレルギー、皮膚疾患などにより半袖・半ズボンの着用が難しい場合は、個別に調整いたしますので、組織委員会までご相談ください。

3. 応募におけるの注意事項について

■ アンブッシュ・マーケティングの禁止について

- ・ 聖火ランナーは、組織委員会より別途認められた場合を除き、特定の商品若しくはサービス(以下、総称して「商品等」といいます。)と、第20回アジア競技大会聖火リレーを関連付けてはならず、また、そのように受け取られるおそれのある行為をしないでください。
- ・ 聖火ランナーは、組織委員会より別途認められた場合を除き、商品等が、組織委員会、アジアオリンピック評議会、(以下、総称して「組織委員会等」といいます。)のいずれかによる公式のものである旨、組織委員会等のいずれかにより選ばれたものである旨、組織委員会等のいずれかにより承認されたものである旨、組織委員会等のいずれかによる保証を受けたものである旨、組織委員会等のいずれかにより推奨されている旨、組織委員会等のいずれかによる同意を得たものである旨、その他これらに類する事実を表明してはならず、また、そのように受け取られるおそれがある行為をしないでください。
- ・ 聖火ランナーは、組織委員会等との関係、聖火ランナーとして走行する事実又は聖火ランナーとして知得した事実について、商品等の広告・宣伝の目的を持って公表してはならず、そのように受け取られるおそれのある行為をしないでください。

3. 応募におけるの注意事項について

■ 聖火ランナー当選後について

- ・ 聖火ランナーに当選された場合、2026 年 5 月中旬(予定)以降、順次、応募先から、速報として当選のご連絡をさせていただきます。その後、組織委員会から正式な当選通知をさせていただきます。また、それ以降のご連絡は、組織委員会から行います。
- ・ 2026 年 8 月 1 日時点で 18 歳未満の方は、当選後に、保護者による同意書を別途ご提出いただきます。
- ・ 事前送付物がある場合、応募用紙にご記入いただいた連絡先に、メールまたは郵送で送付します。
- ・ 事前連絡、走行当日のコミュニケーションは、日本語または英語のみとなります。
- ・ 参加料は無料ですが、走行当日の集合場所までの往復交通費(宿泊が必要な場合はそれも含む。)は、参加者の自己負担となります。やむを得ない理由等により、当日のリレー実施が中止となった場合でも、返金・補償することはありません。
- ・ 走行当日は、集合場所において、本人確認を実施しますので、顔写真付身分証(免許証、パスポート、マイナンバーカード等)の持参・ご提示をお願いします。
- ・ 走行当日は、集合場所において、走行時の注意事項や同意事項への同意、最終的な走行意思の確認のために、ご本人により、走行同意書にサインをしていただきます。
- ・ 聖火リレー用トーチの購入はできませんので予めご了承ください。
- ・ 応募用紙の記載に虚偽・不正があったことが判明した場合は、当選は取り消しとさせていただきます。
- ・ 聖火ランナーの応募要件を満たさないことが明らかとなった場合や、愛知・名古屋 2026 大会のイメージを損なう行為を行った場合、その他組織委員会が聖火ランナーとして不適切と認めた場合は、当選を取り消しとさせていただきます場合があります。

4. 応募時の記載事項について

《聖火ランナー応募時の記載事項について》

① 走行自治体

走行を希望する自治体との関わりを記入してください。

② 申込者の情報

申込者の氏名、性別、生年月日、国籍、住民票に記載の住所、電話番号、E-mail アドレス、使用言語、職業、勤務先や学校等の名称、勤務先や学校等の住所を記入してください。また、本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものがある場合のみ、通称名を記入してください。なお、性別については、日本人の場合は戸籍に記載の性別、外国人の場合はパスポートに記載の性別を記入してください。

③ 緊急連絡先

緊急事態が発生した場合等に、走行当日に連絡が取れる方について、申込者との関係、氏名、電話番号（携帯電話がある場合は携帯電話）、E-mail アドレス、住所を記入してください。

④ 保護者の情報・同意

2026年8月1日時点で申込者が18歳未満の場合、保護者について、申込者との関係、氏名、電話番号、E-mail アドレス、住所、申込者が走行することに同意したことを記入してください。

⑤ 自己PR・応募動機(400字程度)

「聖火ランナーの要件」及び「聖火ランナー選考の基本的な考え方」をふまえて、申込者の自己PRや聖火ランナーとして応募する動機を記入してください。

⑥ 第三者の推薦

推薦者(個人・団体の別を問いません。)について、申込者との関係、姓名または団体名、職業、勤務先や学校等の名称、E-mail アドレス、勤務先や学校等の住所、を記入してください。

⑦ 推薦理由(400字程度)

推薦者が申込者を聖火ランナーとして推薦する理由を記入してください。

4. 応募時の記載事項について

⑧ ユニフォーム・シューズサイズ

ユニフォームとして支給されるシャツ、ズボンのサイズについて、下記の表を参考に記入してください。

※ アジアメーカーのものでサイズ感(特に幅)が日本メーカーのものと異なります。身長を目安に選択ください。

※ シャツ・パンツはセットになるため、別々のサイズは選択できません。

シューズのサイズも 22cm～32cm の間で記入してください。(0.5cm 刻み)

なお、希望のサイズのユニフォームが支給できない場合がありますので、ご了承ください。

サイズ (男女兼用)	XS	S	M	L	XL	2XL	3XL	4XL
シャツサイズ	160/84A	165/88A	170/92A	175/96A	180/100A	185/104A	190/108A	195/112A
身丈	62	64	66	68	70	72	74	76
肩幅	41.4	42.6	43.8	45	46.2	47.4	48.6	49.8
胸囲	92	96	100	104	108	112	116	120
袖丈	19.5	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23
パンツサイズ	160/68A	165/72A	170/76A	175/80A	180/84A	185/88A	190/92A	195/96A
ウエスト	66.5	69	72.5	76	79.5	83	86.5	90
ヒップ	96	100	104	108	112	116	120	124
総丈	89	91.5	94	96.5	99	101.5	104	106.5
股上	27	28	29	30	31	32	33	34
股下	62	63.5	65	66.5	68	69.5	71	72.5

⑨ 特別な配慮の必要性

申込者について、障がいの有無、必要な特別な配慮の内容、単独走行の可否、補助が必要な場合の内容、介助者の有無、介助者の氏名及び住所を記入してください。

5. 各所許諾について

聖火ランナーへの申込にあたっては、第 20 回アジア競技大会聖火リレー及び愛知・名古屋 2026 大会の実施運営並びに将来のアジア競技大会の発展に関する活動のために、応募時に、以下の全ての事項にご同意いただく必要があります。

1. 個人情報の取り扱いについて

- ・ 聖火ランナーの申込に際し、組織委員会及び豊田市が収集した個人情報は、組織委員会及び豊田市がそれぞれ定める個人情報保護方針に従って取り扱わせていただきます。漏洩/滅失等を行うことがないように、組織委員会及び豊田市が、保管場所の管理、アクセス制限、持ち出しの制限、外部からの不正なアクセスの防止等、安全に管理するための措置を講じます。また、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を遵守いたします。

※組織委員会の個人情報保護方針:<https://www.aichi-nagoya2026.org/sub/policy/>

※豊田市の個人情報保護方針:

<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/joho/kokaihogo/1009183/1005130.html>

- ・ 聖火ランナーの申込に際し、組織委員会及び豊田市が収集した個人情報については組織委員会に提供された上で、第 20 回アジア競技大会聖火リレー及び愛知・名古屋 2026 大会の実施運営並びに将来のアジア競技大会の発展に関する活動のために、組織委員会の定める個人情報保護方針に従って、アジアオリンピック評議会及びアジアパラリンピック委員会に提供される場合があります。
- ・ 聖火ランナーの申込に際し、組織委員会及び豊田市が収集した個人情報のち、氏名・年齢・住所(国名、都道府県名、市区町村名に限る)・自薦理由・推薦理由に関しては、組織委員会に提供された上で、第 20 回アジア競技大会聖火リレー及び愛知・名古屋 2026 大会の広報活動等のために、組織委員会の定める個人情報保護方針に従って、協力メディア等(新聞、雑誌、テレビ、インターネット等)の第三者及び組織委員会の業務委託先に提供される場合があります。

5. 各所許諾について

2. 肖像権・プライバシー権等について

- ・ 組織委員会または豊田市又はこれらの指定した者が聖火ランナーの肖像等を撮影・録音した映像・写真・音声、及び聖火ランナーの個人情報（氏名、年齢、住所、自己PR・応募動機、推薦理由、なお、住所は国・都道府県・市区町村までの情報に限ります。）は、第20回アジア競技大会聖火リレー及び愛知・名古屋2026大会の実施運営並びに将来のアジア競技大会の発展に関する活動のために、組織委員会、アジアオリンピック評議会及びアジアパラリンピック委員会、また豊田市又はこれらの指定した者が、それぞれ定める個人情報保護方針等に従って、期間及び地域の制限なく、対価を要せずに、公に公開し、または商業的もしくは非営利目的を問わず利用できるものとします（例えば、テレビ、新聞、雑誌、インターネット、SNS その他の有形無形を問わない媒体または将来新たな技術により開発された媒体による利用など、あらゆる利用方法を含みます。）。また、聖火ランナーは、かかる利用行為等に対し、肖像権及びプライバシー権等を主張しないことに同意いただきます。

3. 免責事項等

- ・ 走行日当日に聖火ランナーが被った傷害または疾病、紛失及び毀損については、組織委員会及び豊田市の故意または重大な過失に基づく場合を除き、組織委員会及び豊田市は一切の責任を負いません。
- ・ 走行日当日に、聖火ランナーが負傷または発病した場合には、応急措置や緊急搬送など、必要な措置をとらせていただきます。この場合、搬送先の病院に対して、聖火ランナーの診療情報の提供を求めることがあります。

4. 中止・変更

- ・ 災害、荒天、事件・事故など、やむを得ない理由により、当日のリレーの実施を中止または時間変更する場合がありますのでご了承ください。

5. 保護者の同意

- ・ 2026年8月1日時点で、18歳未満の方は保護者の同意が必要です。

6. 健康状態について

- ・ 走行日当日に、聖火リレー用トーチを自身で保持し、安全に走行できる健康状態でない場合は、走行をとりやめていただく可能性があります。

5. 各所許諾について

7. 走行当日のスケジュールの確保について

- ・ 走行日当日は、走行時間を含み、集合から解散まで 3 時間程度の時間を要しますので、スケジュールの確保をお願いいたします。ランナー選考後に別途ご案内する場所での集合、解散となり、途中参加や途中解散は認められませんのでご注意ください。

詳細のスケジュールについては、2026 年 7 月下旬以降、ご連絡いたします。

8. 代理出走(走行枠の他者への譲渡)について

- ・ 本人に代わり別の人を出走させること(代理出走)はできません。聖火ランナー当選後に、何らかの理由で走行不可となった場合、組織委員会へご連絡ください。

9. 反社会的勢力への不関与について

- ・ 暴力団、暴力団員(又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団をはじめ、テロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体の構成員又はテロリスト等(疑いがある場合を含みます。)その他これらに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力等」といいます。)は走行することができません。
- ・ 反社会的勢力等を利用し、反社会的勢力等の維持・運営に関与し、又は反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有するなど反社会的勢力等と不適切な関係をもつ者は走行することができません。
- ・ 聖火リレーの安全確保のため、聖火ランナーの応募者に関する情報を、政府機関等に照会させていただきます場合があります。

5. 各所許諾について

10. 聖火ランナーの基本的な条件

- ・ 政治的・宗教的メッセージを伝えることを目的とする方は、聖火ランナーになることはできません。
- ・ 公職選挙法に規定する公職にある方(国会議員、地方公共団体の議員・首長)、公職の候補者や候補者となろうとする方、政党や政治団体の党首及びこれに準ずる方は、聖火ランナーになることはできません。
- ・ 宗教家が、宗教上の実績で評価されて聖火ランナーになることはできません。

11. SNS 等での発信について

- ・ 聖火ランナーに決定後、聖火ランナーになったことを SNS 等で発信することは可能ですが、組織委員会が聖火ランナーを対外発表するまではお控えください。
- ・ 聖火ランナーに決定後、聖火ランナーになったことを SNS 等で発信することは可能ですが、私的な宣伝・PR 行為はできません。また、聖火ランナーは政治的・宗教的メッセージを伝えることはできませんので、ご注意ください。
- ・ 沿道での混雑防止を目的に、各聖火ランナーの詳細な走行場所は、各ランナーの走行直前まで一般公表することを予定しておりません。聖火ランナーに決定後詳細な走行場所を SNS 等で公表することはお控えください。